

横教美 97 号
令和 2 年（2020 年）3 月 12 日

横須賀美術館運営評価委員会
委員各位

横須賀美術館
館長 志村 恭一
(公印省略)

第三回横須賀美術館運営評価委員会の書面会議への変更について

日頃より横須賀美術館の運営についてご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

この度、横須賀市では「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる審議会等の開催に関する対応について」の全庁通知を各部局に送付し対応を行うこととなりました（別紙参照）。

通知の内容は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6 月 30 日までに開催される本市附属機関及び懇話会等の開催を中止、延期または書面会議とするものです。

つきましては、横須賀美術館も本通知に基づき対応を行いますので、3 月 17 日（火）に開催を予定していた第三回横須賀美術館運営評価委員会は、書面会議に変更いたします。

ご多忙の中、大変お手数をお掛けしますが、下記資料を送付いたしますので、ご覧いただき、同封のご意見回答書にてご意見等をいただければと思います。

回答書の送付については新年度事業を計画的に行う必要があることから、誠に勝手ながら 3 月 30 日（月）までに送付いただければ幸いです。

記

1 送付資料

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止・順延等となったイベント等と令和 2 年度事業計画書（案）について
- ・令和 2 年度横須賀美術館事業計画書（案）

資料 1 令和 2 年度事業計画書（案） 昨年度との主な変更、補足説明等

資料 2 令和 2 年度以降の会議運営について

資料 3 令和 2 年度 横須賀美術館事業計画書（案） ご意見回答書

事務担当 横須賀美術館 高橋 046-845-1211



令和2年（2020年）2月27日

各 部 長 等 様

総 務 部 長

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる審議会等の開催に関する対応
について（通知）

地方自治法第138条の4第3項に基づき法律又は条例により設置する附属機関及び本市の要綱等に基づき設置する懇話会等（以下「審議会等」という。）の開催につきましては、令和2年6月30日までに開催する審議会等を対象として、感染拡大防止及び傍聴者の皆さまの健康を守る観点から、下記のとおり御対応くださいますよう通知いたします。

記

1 審議会等の開催について

原則として、中止、延期又は書面会議としてください。

2 傍聴について

傍聴を実施することとなっている審議会等を開催する場合であっても、原則として、傍聴を実施しないでください。

当該審議会等の議事録や資料等については、傍聴を実施した場合と同様に、ホームページや市政情報コーナーを通じて公表し、当該審議会等の内容を情報提供してください。

やむを得ず傍聴を実施する場合は、傍聴者の感染防止のため、傍聴席の間隔を十分とるなどの可能な限りの対策をしてください。

（事務担当 総務部総務課事務管理係 沼田・堂後 内線6215・1571（直通）822-9474）